

平成28年11月24日

東大阪市長

野田義和様

東大阪都市計画審議会

会長 濱田



東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（東大阪市決定）について（答申）

平成28年11月24日開催の東大阪市都市計画審議会において、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により付議された議案第1号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（東大阪市決定）」について、原案のとおり決しましたので答申します。